野田市農業委員会総会会議録（第１０回）

１．野田市農業委員会会長後藤和久は令和８年９月９日午後３時00分、野田市農業委員会総会を野田市役所８階大会議室に招集した。

１．出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

１番　宇佐見　稔　久	２番　石　塚　正　夫
３番　川　辺　茂	５番　飯　田　多寿子
６番　山　田　賢　一	７番　鳩　貝　直　子
８番　遠　藤　一　浩	９番　後　藤　和　久
10番　篠　﨑　達　夫	11番　荒　木　大　輔
12番　筑　井　正	13番　糸　川　幸　夫

１．議事日程

第１　議事録署名委員の指名について

第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による農地転用許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による農地転用許可申請について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画について

第３　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第４条の規定による農地転用届出について
報告第３号　農地法第５条の規定による農地転用届出について
報告第４号　農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

１．出席事務局職員は次のとおりである。

局長補佐	宮本　武志
農地農政係長	初見　利津子
主任主事	上田　和充

本日の欠席者を申し上げます。
吉岡委員、欠席でございます。

議長　ただいまから令和8年第10回野田市農業委員会総会を開会します。
事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。
本日は推進委員の方にも参加していただいております。
審議につきましても発言していただき、忌憚のない意見をお願いします。
続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。
例により、議長指名でご異議ありませんか。

―異議なしの声多数―
異議なしと認めます。

5番　　飯田　多寿子　委員
6番　　山田　賢一　委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。
それでは、ただいまから議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本日推進委員も出席されておりが、審議に当事者が参加することはできないものと考えますので、〇〇推進委員の退席を求めます。

―〇〇推進委員退席―
それでは、〇〇推進委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局　議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。
1ページをご覧ください。
申請地は、田現況畑3筆合計1,948平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由につきましては、譲渡人は遠方により耕作困難なため、〇〇合同会社が借りていた状況にありますが、その賃借権を解除し、合同会社の執行社員でもある譲受人が地権者の要望により所有するものとなります。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長　本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

山田委員　今月は2班が担当で、9月3日に現地調査を行いました。
　今回の報告は議案第1号1番、3番、4番、6番、議案第3号1番、2番について鳩貝委員が、議案第1号2番、5番、議案第2号1番、2番、議案第3号3番について荒木委員が報告します。
　それでは、議案第1号 申請番号1番について鳩貝委員から報告をお願いします。

鳩貝委員　申請番号1番について報告します。申請地は現況畑3筆で、芝が作付けされていますが、雑草が繁っている状態でしたので、もう少し保全管理するよう事務局から指導してもらうこととなっております。
　提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。
　以上です。

議長　ただいま議案第1号申請番号1番の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
　質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

　―質問・答弁―
　特に、ございませんか。

　―質疑なしの声あり―
　質疑なしと認めます。

　これより議案第1号申請番号1番について採決します。
　本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

　―全員挙手―
　全員賛成と認めます。
　よって本案は、原案のとおり可決されました。

　退席者の入室を認めます。
　―〇〇推進委員入室―

議長　それでは、引き続き議案第1号に戻ります。
　それでは、△△委員の関係する案件について事務局の説明を求めます。

事務局　申請番号3番、4番についてご説明いたします。
　申請地は、田2筆合計2,766平方メートルとなっております。
　権利の内容は所有権移転です。
　申請理由につきましては、譲受人は以前からその土地を借りていましたが、農業経営基盤の強

化を図るため相談し、譲渡人もそれを了承したためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長　本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員　申請番号3番、4番について報告します。
申請地は田2筆で、耕作されている農地でした。
提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長　それでは、申請番号2番について事務局の説明を求めます。

議長　申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局　申請番号2番についてご説明いたします。
申請地は、畑1筆 田1筆合計1,841平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由につきましては、現在耕作している者への生前贈与となっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長　本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員　申請番号2番について報告します。
申請地は田1筆 畑1筆で、どちらも作付けされている農地でした。
提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長　申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局　申請番号5番についてご説明いたします。
申請地は、畑2筆合計1,751平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由につきましては、譲渡人が高齢のため維持管理が困難になったことから、甥へ生前贈与するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長　本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員　申請番号5番について報告します。
申請地は、畑2筆で作付けされている農地でした。
提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長　申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局　申請番号6番についてご説明いたします。
申請地は、畑1筆3,260平方メートルとなっております。
権利の内容は賃借権設定です。
申請理由につきましては、譲渡人は、未耕作地であり譲受人から要望があったため。
譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。
議長　本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員　申請番号6番について報告します。
申請地は、畑1筆で保全管理されている農地でした。
提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長　ただいま議案第1号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

―質問・答弁―
特に、ございませんか。

―質疑なしの声あり―
質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号 1番以外について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

―全員挙手―
全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長　議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局　議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。
2ページをご覧ください。
申請地は、畑2筆合計528平方メートルとなっております。
転用の目的は専用住宅及び道路用地です。
以上です。

議長　本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員　申請番号1番について報告します。
農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。
当該地は畑で保全管理されている状態でした。
給排水関係は、給水は野田市の水道を引込、排水は合併処理浄化槽を設置し、既設排水桝に接続して放流。
雨水は敷地内で浸透処理となっております。
周辺農地への被害防除対策は、敷地内に砕石を敷くこともないことから、隣接農地との境界には特に柵等は設置しない計画です。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長　農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局　議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、4ページ、議案第3号申請番号3番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。
まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。
以上が共通している許可検討事項になります。
それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。
まず、資力については、残高証明書が添付されております。
土地改良区の意見書については、添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長　ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

△△委員　これは農家住宅なのか、一般専用住宅なのか。
その辺を教えて頂きたいですね。

事務局　こちらは分家住宅の要件でして、500㎡以内にしないといけないんですが、通路で44㎡使っていますし、なんら分家要件に問題ありません。

△△委員　新しい委員もおられるので、書類にも「分家住宅」の項目を入れて頂くと、理解しやすいですよね。
一般専用住宅ってなっていると、なんで許可できてるのかなって思いますよね。

事務局　要件ですね、項目に入れるか、次回からの説明に入れるか検討します。

議長　外に、ございませんか。
―質疑なしの声あり―

これより議案第2号について、採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

―全員挙手―
全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局　議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。
3ページをご覧ください。
申請地は、畑2筆合計3,073平方メートルとなっております。
転用の目的は所有権移転による資材置場用地です。
以上です。

議長　本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員　申請番号1番について報告します。
農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。
当該地の現況は、雑草の生えている状態でした。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内で浸透処理となっております。
周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長　農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局　まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。
土地改良区の意見書については、添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長　申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局　申請番号2番についてご説明いたします。
申請地は、畑14筆合計5,528平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。
以上です。

議長　本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員　申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が一部生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長　農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局　まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長　申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局　申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆991平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸車両置場及び貸駐車場用地です。

以上です。

議長　本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員　申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。
以上です。

議長　農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局　まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。
土地改良区の意見書については、添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長　ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

―質問・答弁―
特に、ございませんか。

―質疑なしの声あり―
質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

―全員挙手―
全員賛成と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長　議案第4号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局　議案第4号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。
5ページをご覧ください。
野田市長より令和8年8月24日付けで、令和8年度第6次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。
6ページをご覧ください。

一括分ですが、5年の設定期間で畑4筆3,310平方メートルとなっております。
以上です。

議長　ただいま議案第4号の事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

―質問・答弁―
特に、ございませんか。

―質疑なしの声あり―
質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

―全員挙手―
全員賛成と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長　報告事項に移ります。
「報告第1号から第4号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局　報告第1号から報告第3号についてご説明いたします。
報告事項の1ページから3ページをご覧ください。
報告第1号　農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、5件受理しております。
次に4ページをご覧ください。
報告第2号　農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。
次に5ページ、6ページをご覧ください。
報告第3号　農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、7件受理しております。
なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。
次に7ページから11ページをご覧ください。
報告第4号　農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2件提出がありました。
以上となります。

議長　ただいま事務局の説明が終わりました。
　質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

　―質問・答弁―
　特に、ございませんか。

　―質疑なしの声あり―
　これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長　以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。
（午後　４　時　３０　分）